2013 年 鳥取市議会 8 月定例議会

での日本共産党議員団の討論・採決などのご報告

日本共産党 鳥取市議団

9 月 13 日、鳥取市議会８月定例議会に提案された議案のうち 24 年度決算を除き、討論採決が行われました。

日本共産党議員団は、①一般会計補正予算など 4 議案について、市庁舎の新築移転などに関わるものであり反対しました。

②また、市庁舎新築移転を問う市民の会が提出した、議会が住民投票の結果を尊重し現在地での耐震改修を市長に求める請願については、伊藤幾子議員が討論をおこないました。(討論要旨はこちらです)採決では 13 人の議員が賛成しましたが、賛成少数で否決となりました。

③「消費税増税の凍結中止を求める意見書提出」など 3 件の請願については賛成し、反対の議案とあわせて角谷敏男議員が討論に立ちました。(討論要旨はこちらです)　消費税増税の凍結についての採決は、共産党の議員のほかに３名の議員が賛成しましたが、少数で否決となりました。

④さらに、５つの議員提出議案が提出されましたが、消費税増税を前提にした「地方税財源の充実確保についての意見書の提出」についてなど３つの議案に反対し、角谷敏男議員が討論しました。

2013 年 鳥取市議会 8 月定例議会 議案・請願書の討論

日本共産党 鳥取市議団 角谷敏男

私は、共産党市議団を代表して、提案された議案第 117 号一般会計補正予算について、議案第 119 号駐車場費補正予算について、議案第 135 号財産の取得について、議案第 145 号一般職の給与の特例に関する条例等の一部改正について、以上４議案に反対し、請願は賛成の立場から討論をおこないます。

まず一般会計です。この予算には、640 万円余り市庁舎整備を含めた市政広報費が含まれています。大型事業などに関する市民への情報提供のあり方や市民の意見の反映による政策決定過程について、「市民への情報提供のあり方検討会議か」らの意見を踏まえた「ルールづくり」がなされていません。しかも、市庁舎整備の基本方針案などの広報は、住民投票を無視し、住民投票の結果を尊重した議会の態度とは相いれず、執行権の範囲だと言って、予算計上すべきではなく、認められません。

また、住民情報管理システムは、国民の７割が個人情報の流失・漏洩に危惧をもっているもとで、マイナンバー法ではその対応が担保されないのに、進めることは納得できません。

看護師等養成機関設置事業費の補助金３億円を上限とする債務負担行為です。私たちは専門学校の誘致には理解を示すものですが、しかしその建設場所が駅前であり、それに賛成できない立場から、土地の 30 年間の無償貸付けに反対しました。この点市民から見れば 3 億円の建築費等の補助金にも理解が得られるものでないと考えます。

それに関連して、風紋広場の管理運営費が債務負担行為で計上されています。学校用地となる県有地の購入と引き換えにした管理委託であり、これは事柄の性格を違うものであり、容認できません。

２つは議案 119 号駐車場事業費についてです。幸町駐車場の指定管理について債務負担行為が 25 年から 26 年の１年間となっています。その理由は市庁舎整備の方針が決定するまでとされ、事実上の市立病院跡地での建設を前提とするものであり、筋がとおりません。

３つは議案 135 号財産の取得についてです。7 月の臨時議会でも指摘しました。三洋電機の跡地取得にあたって、全国的にも工場閉鎖や事業撤退が地域経

済と雇用にとって深刻な問題になっています。企業誘致でその地域と雇用に果たしている役割があるにせよ、特に大企業の場合その社会的責任を果たせる立場にたった対応が必要であり、こうした土地買収でもその姿勢が強く求められているものであります。

議案 145 号についてです。市長は、地方自治体の基本的な財源である地方税について、国の不当な削減要求に屈して、不当な地方交付税の削減に屈して、責任のない職員の給与を引き下げることは、全く道理のないことであり、そうした態度では地方自治の自主性と地方財政を守ることになりません。

次に、請願についてそれぞれ賛成の理由を述べます。

まず、請願第 4 号麻生副総理の「ナチスの手口に見習い、憲法改正」をという発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するように求める意見書提出を求める請願について、市議会で扱うものではないという意見が出されています。

自由と権利・義務、地方自治、平和と民主主義に関わるものであり、市民と市政の問題に全く関係ないものではありません。最近、大阪府内の堺市議会では、橋下市長の「従軍慰安婦」問題に関する暴言に断固抗議し、橋下市長と維持の会の共同代表を務める石原慎太郎衆議院議員の公職辞任を求める決議を可決しています。請願の門前払いは、許されません。

請願第 6 号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2014 年度政府予算に係る意見書提出を求める請願についてです。少人数学級は子どもたちの学力向上を保障し、心身の成長と発達にとって有効な方法です。

県教委の調査では、教員からは「一人ひとりに目が行き届きやすいこと」「学習状態も把握しやすいこと」などが挙げられ、学習面だけでなく生活面でも社会の一員としての生き抜く力を育むうえで、少人数学級の効果は明らかです。

その教育条件の整備は、全国どこでも誰でも等しく保障されてこそ、その理念を具現化でき、将来の社会を担う人間の育成のために、国が財政的な責任を負うことは当然です。地域や市町村の財政事情に左右され財政力に任せる問題ではありません。どの子にも一定の教育水準を保障し、教育を受ける権利を保障するために、この請願は採択すべきであります。

請願第 7 号消費税増税の凍結を求める意見書提出を求め請願についてです、いま、社会保障と財政再建のために、消費税増税をおこなう時期ではありません。安倍首相は有識者の意見を聞き、最終判断を 10 月上旬におこなうといいます。もしおこなえば、収入・賃金が上がらず、雇用も不安定なままに、消費税

が上がれば毎日必要な物、サービスのほとんどの値段が引き上げられ、買うものを我慢するしかありません。鳥取市の経済・市民の暮らしを見ても同じです。デフレ脱却の道半ばといわれる状況さえも後退になり、景気が底割れし税収は逆に落ち込み社会保障の財源や財政の健全化への軌道に乗せることができなくなります。国際公約を守らねば信用を失うといわれますが、経済状態を勘案して判断するという国民への約束こそ、実行されるべきです。

どの世論調査でも、消費税引き上げを認める人を含め国民の声は、7 割以上が来年 4 月の引き上げ実施より、段階的引き上げや実施の先送りなどを求めています。ここには、多くの国民が景気回復を確実なものにすることを望んでいます。政府は消費税増税分２％の経済対策を検討していまするこれはね景気への悪影響を認めたものでありね増税凍結こそ、最大の景気対策であり、あらたな対策に税金を使う必要もありません。少しばかりの明るい兆しが見えているのに、また経済が腰折れするようなことは避けるべきであり、この請願を採択することは市民・国民の声応えることであります。

以上、議員各位のご賛同をお願いして、討論を終わります。

件　　名	平成　25　年　請願　第　　5　　号 鳥取市庁舎整備に関する請願
提出者の住所	鳥取市新町201
提出者の氏名	市庁舎新築移転を問う市民の会 会長代行　八村　輝夫
紹　介　議　員	田中　文子　　太田　縁　　木村　和久　　中村　晴通 児島　良　　角谷　敏男　　寺垣　健二　　両川　洋々 上田　孝春
受理年月日	平成　25　年　8　月　26　日
付託委員会	市庁舎整備に関する調査特別委員会（案）

＜請願趣旨＞

「鳥取市庁舎整備の基本方針案」は市議会の審議経過を十分反映せず、同時に住民投票に示された市民の声をも反映していないものであり、議会として、市長に対し、「基本方針案」に基づくあらゆる作業を中止し、市民合意を得られる努力を重ねられるよう要請していただきたい。

＜請願理由＞

竹内功鳥取市長は、百年の大計と言いながらその重要課題を議会に対し十分説明することなく、また同意を得ることもせず、６月議会最終日の６月27日、「鳥取市庁舎整備の基本方針案」を発表し、その後、市内５カ所で市民説明・意見交換会を開催し、全体構想の作成を急いでおられます。

この基本方針案では、住民投票を「これまでの経過の一つ」として位置づけ、事実上住民投票を無効とし、白紙に戻すという姿勢が明確に打ち出されています。しかし、その内容は、貴議会に提出され、議会調査特別委員会に送付された２つの陳情に対し、平成25年３月13日、「住民投票自体、及びその内容について瑕疵はなく、有効であると考えられるため」として、いずれも全会一致で不採択とされた決定と明らかに矛盾するものです。

もともと今回の住民投票は、私たち「市庁舎新築移転を問う市民の会」が請求した新築移転の是非を問う条例案が一旦は議会で否決されたものの、５万人を超える民意の重みも考慮して、貴議会が対案をつくって議会提案されたものであり、紆余曲折はありましたが、最終的に議会の全員一致で可決され、住民投票に付されたものです。そして、その結果は、50％を超える投票率のもとで、「現本庁舎の耐震改修及び一部増築案」が投票者の60.6％を獲得し、市民は「新築移転ではなく耐震改修を」という審判を下したのです。

住民投票後、審議が行われた鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会では、第２号案の検証など、激論が交わされましたが、最終報告（平成24年12月20日）の中で、「住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある」として住民投票を尊重し、市民の意思を重視する態度を全会一致で確認してこられました。

これらの経過から考えると、市長が進めている「基本方針案」は明らかに市議会の確認にも反しており、議会軽視の市政運営と言わねばなりません。

以上の点から、議会として、市長に対し、「基本方針案」に基づくあらゆる作業を中止し、市民合意を得られる努力を重ねられるよう要請していただきたい。

2013 年 鳥取市議会 8 月定例議会

請願第５号　鳥取市庁舎整備に関する請願 賛成討論

日本共産党 鳥取市議団 伊藤いく子

私は、日本共産党市議団を代表して、請願第５号　鳥取市庁舎整備に関する請願について、賛成の立場で討論をおこないます。

昨年５月の住民投票では､現在地での耐震改修及び一部増築が選ばれました。これが、住民投票の結果です。そして、住民投票の結果には、当然のこと、旧市立病院跡地に何か新しいものを建てるということは含まれていません。

いま、市長がすすめている「基本方針案」は、住民投票の結果を無視するものであり、この請願趣旨にあるように「住民投票に示された市民の声を反映していない」ということになるのは、誰が見ても明らかではないでしょうか。

それから、昨年 12 月 20 日の特別委員会報告について、議会は耐震改修案を実現できないと報告したということが繰り返し出されますが、それは結論ではありません。あくまでも、委員会報告は「市庁舎整備は喫緊の課題であり、住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある」ということです。市庁舎整備をおこなう場所は、現在地であり、その方策を考えることこそが議会の取るべき立場ではないでしょうか。そのことを議会として、市長及び執行部にはっきりと示すべきです。

本市は、全国的にも珍しい、なかなか実施することが難しいとされる住民投票をおこないました。簡単にできるものではないからこそ、その結果は重たいのではないでしょうか。

この請願は、口では住民投票の結果を尊重していると言いながら、やっていることはないがしろという市長のやり方に対する怒りのあらわれです。そして、喫緊の課題だからこそ、筋の通ったやり方で、市庁舎整備をすすめて欲しいという願いが込められていると思います。それが、基本方針案に基づくあらゆる作業を中止するということではないでしょうか。

市長がすすめていることは、普通に考えればおかしいことです。それをただしていくのが議会です。耐震改修を望む市民でも、基本方針案に賛同する市民でも、全体構想を待っているとされる市民でも、道理の通ったすすめ方をして

欲しいという点では共通するのではないでしょうか。軌道修正するなら、今です。議員それぞれにも、様々な思いや考えがあるのはわかります。でも、ここは請願の趣旨にご理解いただき、賛同していただきますようお願いし、賛成討論を終わります。

件　　名	平成　25　年　請願　第　　7　　号 消費税増税の凍結を求める意見書提出を求める請願
提出者の住所	鳥取市西品治105-26
提出者の氏名	鳥取県消費税廃止各界連絡会 代表　奥田　清治
紹　介　議　員	角谷　敏男
受理年月日	平成　25　年　8　月　26　日
付託委員会	総務企画　委員会

【請願項目】
貴議会が政府に対し、2014年４月からの消費税増税凍結を求める意見書を提出すること。

【請願趣旨】
最近のマスコミ報道によると株高となり景気が上向きつつあるといわれていますが、「実感できない」国民は81.9％（４月21日共同通信調べ）で、反対に円安により、ガソリン・電気・ガスや食料品等が値上りし、庶民生活は一層厳しさを増している状況です。
そのため、各種世論調査では、依然５割を超える国民が消費税増税に反対しています。
消費税増税によって消費・景気が後退し、消費税を転嫁できない広範な中小企業・自営商工業者・農民・漁民に大打撃を与え、国民の生活が疲弊し、果たして税収全体がふえるのか、財政再建できるのかと、疑問の声が上がっています。また、地方公共団体の支出もふえ、財政にも打撃を与えると危惧されています。
東日本大震災・福島原発事故の被災地からも、消費税増税は困るとの声が強まっています。
安倍政権は来年４月からの消費税率８％実施を、景気動向をみて本年10月に決定するとしていますが、前記のような現下の経済情勢では増税できるものではないと私たちは考えております。
以上のことから、貴議会が政府に対し、地方自治法第９９条の規定により、消費税増税凍結を求める意見書を提出されるよう請願します。

参考

消費税増税の凍結を求める意見書（案）

最近のマスコミ報道によると株高となり景気が上向きつつあるといわれていますが、「実感できない」国民は81.9％（４月21日共同通信調べ）で、反対に円安により、ガソリン・電気・ガスや食料品等が値上りし、庶民生活は一層厳しさを増している状況です。

そのため、各種世論調査では、依然５割を超える国民が消費税増税に反対しています。

消費税増税によって消費・景気が後退し、消費税を転嫁できない広範な中小企業・自営商工業者・農民・漁民に大打撃を与え、国民の生活が疲弊し、果たして税収全体が増えるのか、財政再建できるのかと、疑問の声が上がっています。また、地方公共団体の支出もふえ、財政にも打撃を与えると危惧されています。

東日本大震災・福島原発事故の被災地からも、消費税増税は困るとの声が強まっています。

安倍政権は来年４月からの消費税率８％実施を、景気動向をみて本年10月に決定するとしていますが、前記のような現下の経済情勢では増税できるものではないと私たちは考えております。

以上のことから、政府に対し、消費税増税凍結を求める意見書を提出するものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平25年　月　日

鳥取市議会議長

内閣総理大臣　　様

件　　名	平成　25　年　請願　第　　6　　号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書提出を求める請願
提出者の住所	鳥取市大榎町7－1　教育会館内
提出者の氏名	鳥取県教職員組合東部支部 支部長　棚田　厚ほか1名
紹　介　議　員	伊藤　幾子　　上田　孝春
受理年月日	平成　25　年　8　月　26　日
付託委員会	文教経済　委員会

＜請願事項＞
１．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

＜請願趣旨・理由＞
35人以下学級について、小学校１年生、２年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。
日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。
社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。
子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。
将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第９９条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

参考

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元することを求める意見書（案）

35人以下学級について、昨年「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され､小学校１学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校２学年については加配措置に留まっています。

日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点を踏まえ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があることから、2014年度政府の予算編成において、下記事項の実現に向けて、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

記

１．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

平25年　月　日

鳥取市議会議長

内閣総理大臣
総務大臣　　様
財務大臣
文部科学大臣

件　　名	平成　25　年　請願　第　　4　　号 麻生副総理の「ナチスの手口を見習い、憲法改正を」という発言に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書提出を求める請願
提出者の住所	鳥取市西品治806
提出者の氏名	憲法改悪反対鳥取県共同センター 代表　鳥取県労働組合総連合　議長　田中　暁
紹　介　議　員	角谷　敏男
受　理　年　月　日	平成　25　年　8　月　23　日
付　託　委　員　会	総務企画　委員会

【請願理由】

麻生副総理・財務大臣は７月29日、都内での講演で、「ドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていった。誰も気がつかなかった。あの手口に学んだらどうかね。」と発言しました。麻生氏は内外から批判を受けると、「真意とは異なり誤解を招いた。ナチスの例はあしき例として挙げたものであり、否定的に捉えていることは発言全体から明らか」と釈明しました。しかし発言は、ナチスの手口に学ぶことを勧めていることは誰の目から見ても明らかです。

麻生氏の発言は、民主主義を否定したナチズムを肯定した許しがたい発言であり、国内外から批判の声が沸き起こっています。

国際社会は第２次世界大戦後、日独伊が起こした戦争は不正不義の侵略戦争だと断罪し、その蛮行を繰り返させないことを土台に築かれて来ました。日本の侵略戦争やナチスの蛮行を正当化することは戦後の国際社会を否定するものです。

また現憲法を尊重擁護する義務を負う閣僚が、ナチズムの手口で憲法を変えようと扇動するなど許されないことです。

日本に対する国際的信用を失墜させた麻生氏は、副総理・財務大臣の要職にふさわしくありません。

麻生氏の辞職を求めることが民主主義を守り国際的信頼を回復するために重要と考えます。

【請願項目】

麻生副総理・財務大臣は７月29日の発言の責任をとって副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書を、貴議会から安倍晋三内閣総理大臣並びに麻生太郎副総理・財務大臣に上げてください。

参　考

内閣副総理大臣麻生太郎氏の副総理並びに財務大臣辞職を求める意見書（案）

麻生太郎副総理・財務大臣は７月29日、都内での講演で、「ドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていった。誰も気がつかなかった。あの手口に学んだらどうだね。」と発言した。麻生氏は、内外から批判を受けると、「真意とは異なり誤解を招いた。ナチスの例はあしき例として挙げたものであり、否定的に捉えていることは発言全体から明らか」と釈明した。しかし発言は、ナチスの手口に学ぶことを勧めていることは誰の目から見ても明らかである。

麻生氏の発言は、ナチズムを肯定し民主主義を否定する許しがたい発言であり、国内外から批判の声が沸き起こっている。国際社会は第２次世界大戦後、日独伊が起こした戦争は不正不義の侵略戦争だと断罪しその蛮行を繰り返させないことを土台に築かれて来た。日本の侵略戦争やナチスの蛮行を正当化することは戦後の国際社会を否定するもので、閣僚の発言は日本を国際社会から孤立させるもので看過することはできない。

また現憲法を尊重擁護する義務を負う閣僚がナチズムの手口で憲法を変えようと扇動するなど許されないことである。日本に対する国際的信用も失墜させた麻生氏は副総理・財務大臣の要職にふさわしくないと考える。

よって、当議会は麻生氏の辞職が民主主義を守り国際的信頼を回復するために重要と考え、麻生副総理の辞職を求める意見書を地方自治法第９９条に基づき提出する。

平25年　月　日

鳥取市議会議長

内閣総理大臣
内閣副総理大臣　　様
財務大臣

2013 年 鳥取市議会 8 月定例議会 意見書についての討論

日本共産党 鳥取市議団 角谷敏男

私は、提出された５つの議員提出議案のうち、議案第９号地方税財源の充実確保についての意見書について、議案第１２号大規模地震等災害対策の促進を求める意見書について、議案第１３号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書について、以上３案は反対の立場で討論をします。

まず地方税税源の充実確保の意見書は、消費税増税が前提されており、先ほどの消費税の増税凍結を求める請願について述べましたように、増税の時期延期を含めた世論が広がるなかで、国民の暮らしと景気回復のためには、冷や水をかけるものであり、法人住民税の引き上げは、鳥取市において多い中小業者への負担となるものです。

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書は、国会で継続審議中である３つの法律案とも提出がされただけであり、これから審議する法案をその趣旨に踏まえて、法律の成立を求める意見書提出は、審議そのものを軽視するもので問題です。

最後に、**若者世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書**です。「賃金の配分に関するルール」作りを求めていますが、賃金の配分は、使用者と労働組合で決定されるものであり、政府が入るのはおかしいと言わざるを得ません。また、個人のライフスタイルに応じた地域限定や労働時間限定の正社員を認めるように求めていますが、労働法制の規制緩和をおこない不安定な雇用にもつながり、安心できる子育て環境の整備と少子化対策にも逆行していくものです。

以上、３つの意見書の反対理由を述べ、討論を終わります。